

日吉津村自治基本条例策定委員会グループ2（第3回）議事録

日時：5月21日（水）午後7時30分～9時30分

場所：役場庁議室

出席者 長谷川委員、西委員、破戸委員、土井委員、高森委員

欠席者 井上委員、

事務局 高田課長補佐

○協議

◇自治基本条例の内容の検討について

グループ2（行政）

（事務局）

- ・ 議会視察（甲良町まちづくり条例）の報告
- ・ 資料説明と前回の確認を行った。

（意見交換）

- ・ 中学生に分かる文面といえれば平易な言葉を使うことだと思うが、どのような文面なら分かるのだろうか。
- ・ 意外と勉強している部分があるので、分かる言葉もあると思う。
- ・ 正確な条文を作った後に、中学生に分かるように直していけば良いと思う。
- ・ 定義の中の「村民」の範囲は、結構難しいと思うが。
- ・ 地方自治法には、「…滞在者の保護も…」とある。もしかすると、村民に滞在者も含むかもしれない。
- ・ 範囲をどうするか検討が必要。
- ・ 生野町では総合計画等となっていたが、この文面のように総合計画のみフォローするだけで良いのかどうか。
- ・ 全体の計画なので総合計画のみでも良いと思うが。
- ・ 地方自治法でも総合計画に基づいて行なうと書いてある。
- ・ 生野町の総合計画等が良いのか、名張のような総合計画のみが良いのかということ。
- ・ 生野町はなぜ等としたかということ、次項に「広く町民の参画を得て策定しなければならぬ」とあり、町民の参画をいただくのは総合計画だけではなく、すべての計画について参画していただくためにこの文面としている。
- ・ 案としては、総合計画等としておいて全体にはかるということ。

<行政運営>

事務事業の見直し

- ・ 事務事業の見直しについては、行政評価の部分に「施策の評価等を行なって施策を効果的に行なう」こととしているので、併せて事務事業の見直し

をすることにも繋がるので、項目としてあげなくても良いのでは。

- ・公益通報については触れまいと話したが、名張では第 20 条に「市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない」とあるが、事務事業の見直しということを常に念頭に置き、かつ必要なときには見直していくということだけで良いと思うが。
- ・総合計画の中に、常にそれが適切なものかどうか検討すると入れたらどうか。
- ・内容的にはある。
- ・行政評価にも総合計画の進行管理について載せてある。
- ・「・・・財源や人員等の見直しを図り、併せて効率的活用を図る」というような内容を盛り込めば。
- ・事務事業の見直しは、村全体のことで行政だけのことではない、だから行政評価に盛り込んでいけいけないのでは。
- ・事務事業は、村全体のこと。村が住民に対して行う様々なサービス等を事務事業と言い、それを評価していくのが行政評価。そして評価したものを見直す。その繰り返し。
- ・総合計画にも行政評価にもどこにも盛り込んであるということ。
- ・事務事業の見直しは重要。
- ・不断の検討ということが事務事業の見直し。その部分を強調すれば良いと思う。他市町の条例にも、事務事業の見直しということを特に取り立てたところは見当たらない。
- ・名張には事務事業の実施等における原則とあるが。
- ・プロジェクトでも事務事業の見直しは重要であるとしている。ただ、項目としてあげるかどこかに盛り込むかということかどうかだと思ふ。
- ・総合計画のところで、不断の検討のところに盛り込めばよいのか。
- ・総合計画の中の施策（事業）に対して、評価して見直しとなるので、行政評価のところでも良いと思うが。総合計画も行政評価もどちらでも良いが、とりあえず行政評価に入れておいて、総合計画に入れるかどうかは今後検討していくということ。（行政評価 1、2 項で）
- ・名張の 25 条行政評価の条文にも解説にも、事業の見直しということが入っている。

<情報の共有>

情報の共有

- ・情報の共有については、名張が一番まとまっていると思う。
- ・広報紙や防災無線、CATV など情報がある。名張の 11 条を参考に。例…
「村は、村政に関する情報を・・・村民との情報共有に努める。」
- ・このあとに「かつ村民も情報を得る」というような。
- ・「かつ村民も積極的に情報を得るように努める。」という文言も追加。

- ・先程の件は、村民の知る権利として入るかもしれない。
- ・とりあえず、情報の共有に。

情報の公開

- ・名張を参考にすれば。
- ・我孫子は、情報共有の推進というところで、共有、公開、保護と一緒に載っているが。
- ・少し難しくなるので、共有、公開、保護は分けるということで。
- ・名張の 12 条、生野の 23 条を参考に。例…「村は、村民等の参加による開かれた村政の実現のため、別に条例で定めるところにより、村政に関する情報を原則公開しなければならない。」
- ・生野には、24条に審議会等の公開もあるが。
- ・他のグループからも意見が出るかもしれない。
- ・〈参加のしくみと説明責任〉の別項目で載せたらどうか。
- ・〈参加のしくみと説明責任〉の項目として審議会等の公開は載せるということで。

個人情報保護

- ・名張、米原、生野を参考に。
- ・それでは 3 市町を参考に。例…「村は、村民の基本的な人権を尊重するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行なうとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する村民の権利に対して適切な措置を講じる。」

〈参加のしくみと説明責任〉

住民投票

- ・あまり詳しくせず、米原を参考にしたらどうか。
- ・名張は、住民投票の発議、請求、実施に関して必要な事項を自治基本条例に定め、後は別条例で定めるとある。
- ・住民投票は賛成であっても、内容については賛成ではないということ人も出るのでは。住民投票の条例は、条例としてもっと検討が必要であると思う。
- ・数字が入っているので、分かるといえば分かると思うが、詳しくすぎるのは難しいのでは。
- ・それでは、米原を参考にということで。
- ・例…「住民は、日吉津村のむらづくりにおける重要な課題について住民発意による住民投票によりその総意を明確にすることができる。村は、住民投票の投票資格要件および実施に関する手続きその他必要な事項は、別に条例で定める。村長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」

審議会等の公開

- ・生野を参考に。例…「村は、審議会等の会議を、原則として公開する。」

- ・説明責任、推進委員会については次回行なう。

◇その他

(事務局)

- ・次回は、5/28(水)午後7時30分～役場で開催。

○閉会